

[事案 2021-134] 既払込保険料返還請求

・令和4年3月14日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、追加で支払った1年分の保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年10月に契約した学資保険について、以下の理由により、追加で支払った1年分の保険料を返還してほしい。

- (1) 全期前納することを希望し、本契約の保険料を前納しているため、1年分の保険料を追加で支払う必要はなかった。
- (2) 募集人との面談は夜に行われたため、銀行から保険料を振込送金することができず、募集人に、保険料全額を現金で交付した。その際、募集人が領収証を忘れたので、おつりと一緒に後で持ってくるかと述べており、自分の母が募集人と共に銀行に行き振り込んだ事実はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の保険料を全期前納するためには、第1回保険料相当額に加え11年分の前納保険料を支払う必要があるが、募集人が全期前納に必要な前納回数を数え間違え、誤って第1回保険料相当額に10年分の前納保険料の合計額を案内したと思われる。そのため、1年分の保険料を追加で請求した。
- (2) 平成21年10月に、第1回保険料相当額に10年分の前納保険料を加えた合計金額が当社の指定口座に振り込まれており、募集人が現金を受け取った事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

当審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および事後対応を担当した担当者2名に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料の返還は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、保険料を全期前納することを希望しており、募集人も申立人の希望を承知していた。
- (2) 募集人は、必要な前納回数を数え間違え、1年分の保険料が不足している金額が記載された振込用紙を申立人に交付したため、申立人が振込用紙に記載されている金額が全期前納保険料であると誤解し、保険会社から1年分の保険料の請求を受けた際に驚き、疑問を持つことはもったもなことである。
- (3) 申立人に経済的な不利益はないものの、募集人が上記のような間違いをせず、保険会社において、契約者に交付する振込用紙について適切なチェック体制を整えて、必要な前納回数間違いを事前に訂正していれば、本件紛争は生じなかった。

